平成２７年（フ）第１４９２号
大阪府箕面市桜１丁目10番４号
破産者　奥谷　紘一
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６６４号
大阪府高槻市東五百住町１丁目15番23号
破産者　関野　紀代
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７８９号
大阪市北区天神橋１丁目１番12号　小島ビル402号室
破産者　江口　雄二
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４３６号
大阪市西淀川区御幣島２丁目６番15―707号
破産者　門口　忠良
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７３６号
大阪府東大阪市宝町18番26号
破産者　濱中　美佐（開始決定時の氏名）野口美佐（旧姓濱中）
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７５０号
大阪市平野区加美北７丁目８番28―507号
破産者　秦電気こと　秦　　茂益
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９５９号
大阪府吹田市上山田１番７―504号
破産者　行司　浩子
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９５号
堺市西区浜寺船尾町西４丁390番地　府営住宅１棟106号
破産者　阪口由香里
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２００号
大阪府羽曳野市高鷲８丁目９番地の１
破産者　田中　京美（旧姓重）
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２６０号
堺市中区東八田41番地３　田中マンション203号
破産者　藤原　琢磨
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６３９号
北九州市八幡西区別当町21番11号
破産者　山下　逸法
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６４０号
北九州市八幡西区別当町21番11号
破産者　山下　康子
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第８３号
北九州市小倉北区馬借３丁目２番20―305号
破産者　川添きみ子
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２１５号
北九州市八幡東区勝山１丁目６番25号
破産者　村上　　孝
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３２３号
北九州市小倉南区徳力団地58番202号
破産者　流田　　譲
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１５号
新潟県長岡市渡里町４番地５　オクトワール長岡中央213号室、開始決定時の住所新潟県長岡市柏町２丁目６番30―304号ダイアパレス柏町304号室
破産者　山野内昭壽
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第５５号
長野県東筑摩郡生坂村5220番地
破産者　丸山　敬子
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１９４号
愛知県稲沢市祖父江町野田神葭場1326番地　ジュナヤハイツ202
破産者　木野　幸雄
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１９６号
兵庫県川西市久代３丁目25番６号
破産者　佐々木孝之（旧姓田中）
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係